

情報倶楽部

2025年9月

No. 292

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 退職所得控除の調整規定の対象が改正

Q. 令和7年の税制改正では、退職所得控除の調整規定の対象が見直しになったそうですが、どのようになったのですか？

A. 退職所得控除の調整規定とは、退職手当が一定期間内に複数支払われている場合に重複期間分の退職所得控除の調整をするというもので、これまでは、①退職手当等の支払を受ける年の前年以前4年以内に他の退職手当等の支払を受けているケースと、②確定拠出年金に係る老齢一時金(DC一時金)の支払を受ける年の前年以前19年以内に他の退職手当等の支払を受けているケースが対象とされていました。

令和7年の税制改正では、その対象が拡大され、③退職手当等の支払を受ける年の前年以前9年以内にDC一時金の支払いを受けているケースと、④令和8年1月1日前に退職手当等の支払を受け、同日以後にDC一時金と別の退職金等の支払を受けているケースが加えられることになりました。

したがって、たとえば、令和8年に60歳でiDeCo(個人型確定拠出年金)の老齢一時金の支払を受け65歳で会社の退職金の支払を受けるようなケースは、改正の対象になることとなります。

なお、退職手当等とみなされる小規模企業共済の解約一時金は、①に該当しますので、他の退職手当等の支払を受ける年の前年以前4年以内に支払を受けるものでなければ対象にはなりません。

★ 令和7年11月30日までに準確定申告書を提出する場合

Q. 令和7年の税制改正で、所得税の基礎控除などが改正になりましたが、施行が12月からになっています。11月までに相続が発生して、準確定申告を出す場合はどうなりますか？

A. 令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等は、令和7年12月1日から施行することとされていますので、今年の11月30日より前に相続等により、いわゆる準確定申告書を提出する場合は、適用されないこととなります。

ただし、令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出した者については、令和7年12月1日から令和12年12月2日(月)までに更正の請求を行えば、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用を受けることができることとなっています。

なお、既に提出した準確定申告書に係る法定申告期限が到来していない場合には、訂

正申告書の提出により基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

※準確定申告書とは、「年の中で死亡した場合の確定申告」又は「年の中で出国をする場合の確定申告」により提出される確定申告書をいいます。

★ 土地建物の交換

Q. 自分が所有する土地建物と、他人の土地建物を交換しようと思っていますが、何か特例はありますか？

A. 所得税には、個人が、土地や建物などの固定資産を同じ種類の固定資産と交換したときは、譲渡がなかったものとする固定資産の交換の特例があります。

概要は、次のとおりです。

要件

- ① 交換により譲渡する資産および取得する資産は、いずれも固定資産であること
- ② 交換により譲渡する資産および取得する資産は、いずれも土地と土地、建物と建物のように互いに同じ種類の資産であること
- ③ 交換により譲渡する資産は、1年以上所有していたものであること
- ④ 交換により取得する資産は、交換の相手が1年以上所有していたものであり、かつ交換のために取得したものでないこと
- ⑤ 交換により取得する資産を、譲渡する資産の交換直前の用途と同じ用途に使用すること

なお、この特例の適用が受けられる場合でも、交換に伴って相手方から金銭などの交換差金を受け取ったときは、その交換差金が譲渡所得として所得税の課税対象になりますので、注意してください。

[No.3502 土地建物の交換をしたときの特例 | 国税庁](#)

そ の 他

★ 電磁的記録等により保存する場合の保存期間

Q. 会社が、国税関係帳簿書類を電磁的記録等により保存等を行う場合、どれくらいの期間保存する必要がありますか？

A. 電子帳簿保存法は、国税関係帳簿書類の保存方法等について所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものですから、電磁的記録についてもそれぞれの法律で定められた期間保存する必要があります。

具体的には、次のとおりです。

なお、バックアップデータの保存については、法令上の要件とはなっていませんが、保存期間を通じて適切に保存がなされるためには、バックアップデータを保存することが望まれます。

【法人の場合】

- ① 帳簿…総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など→7年
- ② 書類…棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など→7年

※青色申告書を提出した事業年度で欠損金額（青色繰越欠損金）が生じた事業年度または青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失金額が生じた事業年度においては、10年間（平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年間）となります。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/02-3.pdf>

★ 育児時短就業給付金

Q. 育児時短就業給付金が創設されたそうですが、どんな内容ですか？

A. 令和7年4月から、育児時短就業給付金制度が創設され、始まりました。

育児時短就業給付金は、次の(1)①・②の要件をいずれも満たす人で、育児時短就業中の(2)①～④の要件をすべて満たす月について支給されます。

(1) 受給資格

① 2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する被保険者であること

② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある）完全月が12か月あること

(2) 各月の支給要件

① 初日から末日まで続けて、被保険者である月

② 1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月

③ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月

③ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001461102.pdf>

★ 出生後休業支援給付金

Q. 出生後休業支援給付金が創設されたそうですが、どのような内容ですか？

A. 令和7年4月から、出生後休業支援給付金制度が創設され、始まりました。

概要は、次のとおりです。

1. 支給要件

被保険者が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」が支給されます。

① 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと

② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること

2. 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数(28日が上限)×13%

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>